


ご遺族の手続きをサポートします

「おくやみ窓口」のご案内

富士市「おくやみ窓口」では、ご家族が亡くなられた際の市役所での様々な手続きを、ひとつの窓口でまとめてサポートします。ご遺族の方の負担を少なくできるようお手伝いいたしますのでご利用を希望される方はお問い合わせください。おくやみ窓口は事前予約制です。

予約・ お問合せ先	富士市役所 市民課 おくやみ窓口  0545-55-2853
予約受付時間	平日 午前8時30分 ~ 午後5時
窓口の場所	富士市役所2階 市民課 ②番窓口
利用対象者	富士市に住民登録があった方のご遺族

<ご注意>

- ◆ご利用の際は、電話予約をお願いします。 手続きの確認のため、ご予約からご利用日まで3営業日程度いただきます。また予約状況によりご利用日が1~2週間後になる場合がございます。
- ◆ご利用いただけるのは平日のみとなります。(休日開庁**対象外**です。)
- ◆内容により全ての手続きが一度で終わらない場合もありますが、できるだけご負担が少なくなるようお手伝いさせていただきます。
- ◆ご予約の際は、お手元に「このチラシ」のほか、「故人の被保険者証」、「会葬礼状」または「葬祭の領収書」をご用意ください。
- ◆手続きをされるご遺族の方が遠方にお住まいで、富士市役所にお越しになることが困難な場合は、ご予約の際にお申し出ください。
- ◆手続きをお急ぎの場合などは、「おくやみ窓口」を利用せず、直接それぞれの担当課で手続きを行うこともできます。(詳しくは「死亡届出後の手続き案内」をご覧ください。)

市役所以外の手続きはおくやみ窓口で承ることが出来ません

年金の手続きは年金事務所にお問い合わせください。

年金事務所での手続きは**予約が必要**です。事前に手続きの内容と必要書類等※を確認してください。

☐ **年金事務所予約専用電話 0570-05-4890** (富士年金事務所 0545-61-1900)

※年金のほか、金融機関、生命保険、不動産登記など、市役所以外の手続きにおいて、故人及びご遺族の証明書類(戸籍謄本など)が必要となる場合があります。富士市役所でこれらの証明書類をお求めになる場合は、必要となる証明書類の種類(対象者)と枚数をあらかじめ関係機関等にお問い合わせください。

手続に必要なとなる主な持ち物

該当するものがあれば、ご持参いただきますようお願いいたします。

1 各手続に共通して必要な持ち物

- 窓口にお越しいただく方の本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード<顔写真付>、被保険者証など)

2 葬祭費の支給申請(支給金額5万円)に必要な持ち物

→ A: 故人が後期高齢者医療制度加入者の場合

- 会葬礼状または葬祭の領収書(葬祭執行者のフルネーム記載のもの)
- 喪主(葬祭執行者)の預貯金通帳
- 喪主(葬祭執行者)の認印(スタンプ印不可)

→ B: 故人が国民健康保険加入者の場合

- 葬祭の領収書(支払った人のフルネーム記載のもの)
- 葬祭費用を支払った人の預貯金通帳

《故人が上記以外の社会保険に加入している場合は、勤務先にお問い合わせください。》

3 被保険者証等の返納、相続人代表者選任届に必要な持ち物

- 相続人代表者の預貯金通帳(保険料還付の際の振込先として)
- 相続人代表者の認印(スタンプ印不可)

<相続人代表とは…相続人の中で相続手続を代表して行われる方です。>

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言<検認済のもの>・遺言書情報証明書<法務局発行のもの>)をお持ちください。

亡くなられた方のもの

- 住民基本台帳カード・印鑑登録証カード
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※亡くなった方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
- 介護保険被保険者証 ※負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※紛失・探しても見当たらない場合は、窓口にてご相談ください。

※被保険者証や障害者手帳など、発行元が富士市でない場合、発行元自治体でのお手続が必要な場合があります。事前にお問い合わせください。